

第12章 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第42条により本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額および負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と本市が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

本市の水防によって、本市の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額および負担の方法は、本市と本市の水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、本市は知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委認証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委認証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 委 認 証		
〇〇 分 団	〇〇 部長	
氏 名		
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の権限	
を委任したことを証明する。		
年	月	日
水防管理者		
氏 名		印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書			
第	号		
1. 目 的 物	種 類		員 数
2. 負担の内容	使 用	収 用	処 分
	年	月	日
		水防管理者	氏 名
		事務取扱者	氏 名
			様
			印

(4) 損失補填

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。